

徳島県告示第五百三三号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第七十二条第二項の規定に基づき、土地改良区の合併を認可したので、同条第三項の規定により次のとおり公告する。

令和六年十月十八日

徳島県知事 後藤田 正 純

一 合併後存続し、定款を変更する土地改良区の名称及び所在地

名 称	所 在 地
吉野川下流域土地改良区	板野郡上板町

二 合併により解散する土地改良区の名称及び所在地

名 称	所 在 地
吉野川土地改良区	徳島市川内町

三 認可年月日

令和六年十月一日